

第三者条件

本第三者条件の追加規定は、第三者プロバイダーのデータ又はソフトウェアに適用され、他の全ての契約条件に優先するものとします。

Converis

(a) Converis には第三者プロバイダーが所有する特定のソフトウェア（「製品」といいます）が組み込まれており、かかる第三者プロバイダーは、当該製品に関する全ての権利、権限、及び利益を有するものとします。ユーザーは以下のことに同意するものとします。**(i)** 製品（Converis に組み込まれている状態のもの）、不随資料、製品の素材、及びトレーニング資料における第三者プロバイダーの権利を保護すること、**(ii)** 適用法で認められている場合を除き、製品のオブジェクトコードのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルを行わないこと、**(iii)** 製品（Converis に組み込まれている状態のもの）、不随資料、製品の素材、及びトレーニング資料の使用に適用される全ての法律及び規制を完全に遵守すること、**(iv)** サービスビューロー、タイムシェアリング方式、又は許可されていないその他の方式で製品を使用しないこと、**(v)** Converis の再配布を行わないこと、並びに**(vi)** 理由の如何を問わず、製品を単独で使用しないこと。第三者プロバイダーはユーザーに対し、いかなる（明示的又は黙示的な）表明、保証、及び賠償も行わないものとします。

(b) 本合意によりユーザーは、製品（Converis に組み込まれている状態のもの）、不随資料、製品の素材、及びトレーニング資料（以下総称して「技術」といいます）は以下の対象となる可能性があることを了解するものとします。**(a)** 米国商務省産業安全保障局（「BIS」）の米国輸出管理規則を含む（ただしこれに限定されません）米国、欧州連合、及び英国の法令の下における輸出規制、**(b)** 米国財務省外国資産管理局（「OFAC」）と米国財務省が管理している経済制裁、及び**(c)** 技術の入手元と使用場所が米国、欧州連合、及び英国以外の場合、その当該法域の輸出入法（**(a)**、**(b)**、及び**(c)**を総称して「輸出法」といいます）。

(c) ユーザーは以下のことを表明し保証するものとします。**(x)** お客様の輸出又は輸入権限が、米国商務省やその他の政府機関から一時停止、取り消し、又は拒否されていないこと、及び、**(y)** お客様は、輸出法によって商品やサービスの輸出が禁止又は制限されている国や地域に居住していないこと、もしくは、そのような国や地域を拠点とする会社や個人によって支配されていないこと。

(d) ユーザーは以下に対して技術の輸出、再輸出、又は移転を行わないものとします。**(i)** 何らかの情報資料や法的に認められた適用除外事項でない限り、適用される輸出法によって商品やサービスの輸出が禁止又は制限されている国、**(ii)** 技術やその一部を核、化学又は生物の材料や施設、もしくは兵器の拡散やミサイル開発目的で設計、開発、製造や使用することをユーザーが知る、又は知る理由のある個人や企業、**(iii)** BIS の Denied Persons List（取引禁止顧客リスト）又は OFAC の Specially Designated Nationals List（特定国籍業者リスト）で特定されている個人や企業などのように、米国政府の連邦機関によって米国との輸出取引に加わることが禁止されている個人や企業、又は**(iv)** 前述の制限を遵守せずに技術の輸出、再輸出又は移転を行うことを知っている、又は知る理由のある個人。

最終更新: 2021 年 11 月